



2025年12月10日(水)

# 小栗キャップのNews Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町6-11-1 協和第二ビル3・4階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

## 消費税のリバースチャージが適用 海外宿泊予約サイトへの掲載手数料

### 宿泊施設の予約は、OTA 経由が約45%

旅行業界では、インバウンド市場が堅調に拡大しています。JNTO（日本政府観光局）の速報値によれば、令和7年9月までの訪日観光客数の累計は約3,165万人。過去最速で3,000万人を突破したそうです。

最近の観光客がどのように宿泊施設の予約をしているかというと、OTA（Online Travel Agency）と呼ばれるインターネット上の旅行会社を経由した予約が多いようです。ユーザーはオンラインで24時間いつでも情報を比較検討し、予約ができる利便性が特徴です。日本旅行協会の令和6年度の調査でも、全体の約45%がOTA経由の予約とのことです。

### 宿泊の予約方法（日本旅行協会調べを加工）

予約方法	H30年度	R5年度
旅行会社経由	41.6%	27.7%
OTA 経由	26.9%	44.9%
自社HP 経由	12.3%	14.4%
直予約	調査対象外	12.6%

### 海外OTA（宿泊予約サイト）の掲載手数料

日本でホテル等を経営する事業者が、海外からの観光客を呼び込むために、国外事業者が運営するOTA（「Booking.com」「Airbnb」など）に自社の宿泊施設を掲載する場合に

は、日本の消費税法上、国外事業者から「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けたものとして、リバースチャージ方式が適用されます。この場合、宿泊予約サイトの掲載手数料（特定課税仕入れ）を「課税標準額」と「仕入税額控除」の対象のいずれにも含めて、消費税を計算します。

＜例＞海外 OTA 手数料 100 の場合の仕訳

（借）支払手数料 100（貸）現金預金 100  
（借）仮払消費税 10（貸）仮受消費税 10

海外 OTA 手数料以外にも、事業者向けの海外広告サービスや海外クラウド利用料などについてもリバースチャージが適用される場合があります。注意が必要です。

### リバースチャージが適用されない事業者

なお、次の事業者は、経過措置により当分の間、リバースチャージ方式は適用されません。特定課税仕入れは、「課税標準額」「仕入税額控除」の対象のどちらにも含めません（消費税対象外の取引となります）。

- ・その課税期間の課税売上割合が95%以上である事業者（一般課税適用）
- ・簡易課税制度を適用している事業者



インバウンド対策がホテル・旅行業界の今後の力ぎを握っています。